

議第 36 号

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として保険者に加わることから、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市が行う国民健康保険の<u>事務</u>）</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>（市が行う国民健康保険）</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>（<u>下呂市国民健康保険運営協議会</u>）</p> <p>第2条 <u>下呂市国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（<u>国民健康保険運営協議会</u>）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として保険者に加わることから、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に伴い、岐阜県が保険者に加わることから、下呂市の国民健康保険事業の位置付け及び国民健康保険運営協議会の名称を改めます。

(第 1 条及び第 2 条関係)

- (2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)